

- 人口減少・高齢化、競争の激化、地域経済の低迷等の我が国経済社会の構造変化の中で、小規模事業者、国、地方公共団体、支援機関等様々な関係者の行動を促していくための仕組みとして、今般小規模企業振興基本法が成立した。
- 今後は本基本法に基づく「小規模企業振興基本計画」を早急に策定し、施策の具体化を図っていく。

①「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を積極的に評価することを基本原則として位置づける（第3条）

⇒中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置づける。

②中長期的な施策に関するPDCAサイクルを整える（第13条）

⇒政策の継続性・一貫性を担保するための基本計画（5年間）を政府が策定。

【基本計画に記載する内容】

1. 基本的な方針：日本再興戦略等も踏まえて目指すべき目標・方向性
2. 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策：それぞれの方針に従って具体的に講ずる重点施策
3. 施策の推進に必要な事項：東日本大震災からの復興、取引の適正化、従業員5人以下の小企業者に対する配慮等

※7月から中小企業政策審議会にて検討・とりまとめを行い、秋頃には国会に報告予定。

③今後の小規模企業基本的施策の柱を定める（第14条～第21条）

1. 顧客との関係：信頼関係を活かし多様な需要を掘り起こす（第14条、第15条）

・消費の成熟化・国際的な価格競争の中で、顔の見える関係を活かしたニッチな需要の開拓を推進する。

2. 事業者自身のあり方：多様な「個」の能力を活かす（第16条、第17条）

・労働力人口の減少の中で、多様な個人の力を活かすよう人材の確保・育成を進める。

3. 地域との関係：連携を強化し地域を活性化する（第18条、第19条）

・人口減少、地域の活力の減退の中で、地域活性化に資する事業を推進する。

4. 総力をあげた支援体制を構築する（第20条、第21条）

・334万の小規模事業者に施策を届けるため、国の関係省庁、地方公共団体、支援機関等の適切な役割分担・連携を定める。
 ・施策の活用を促進するため、手続きを簡素化・合理化する。

小規模企業振興基本計画の概要

小規模企業振興基本法(抄)

第十三条 政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針
- 二 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

はじめに

基本計画を実効あるものとして総合的に展開していくため、以下の措置を講じる。

- ・関係省庁、地方公共団体、支援機関等がそれぞれ4つの目標の達成状況を把握する。
- ・毎年度、講じた施策・講じようとする施策等について、年次報告(小規模企業白書)により、広く公表する。
- ・施策の効果を検証し、見直しを図るPDCAサイクルを構築し、5年間の計画期間において、毎年度実践していく。

現状認識と基本的考え方

- ・人口減少・高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展
→このような変化の中、事業を継続するためにも相当な努力が必要
→「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を原則とした政策体系の必要性

4つの目標

1. 需要を見据えた経営の促進 : 顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし
2. 新陳代謝の促進 : 多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
3. 地域経済に資する事業活動の推進 : 地域のブランド化・にぎわいの創出
4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備 : 事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応

10の重点施策

(1) ビジネスプラン等に基づく経営の促進

- ・明確なビジョンに基づいたビジネスプラン等に基づく経営を促進。

(2) 需要開拓に向けた支援

- ・商談会・展示会・即売会開催、アンテナショップ等拠点の整備やネット販売などITの活用を促進し、国内外の需要の開拓を促進。
- ・小規模企業の政府調達参入を促進。

(3) 新事業展開や高付加価値化の支援

- ・需要に応じた新たな商品・サービスの開発等、新たなアイデア・技術の事業化等の取組や、第二創業などの挑戦的な取組を促進。

(4) 起業・創業支援

- ・産業競争力強化法に基づく創業支援体制を整備し、女性・若者・シニア等の起業・創業を推進。
- ・中長期的な観点から、創業を応援する社会づくり、起業・創業に関する教育や先輩経営者の実例を学ぶ機会の提供。

(5) 事業承継・円滑な事業廃止

- ・事業承継に関する制度の整備・活用、小規模企業と事業引継ぎを希望する者とのマッチングや人材育成を促進、新たな事業展開に挑戦する後継者への支援。
- ・小規模企業共済制度の整備・活用、経営者保証に関するガイドラインを踏まえた融資の促進、円滑な廃業・事業承継・再チャレンジに向けた環境整備。

(6) 人材の確保・育成

- ・中小企業大学校等も活用し、小規模企業経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修を推進。
- ・小規模企業の魅力発信、女性・若者・シニア等多様な人材と小規模企業との相互的なマッチングに向けた環境整備。

(7) 地域経済に波及効果のある事業の推進

- ・地域における魅力の面的・横断的な掘り起こし・創造及び地域内外への浸透、消費者ニーズも踏まえた地域全体の活性化。

(8) 地域のコミュニティを支える事業の推進

- ・小規模企業に加え、行政機関(都道府県・市区町村)、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会等の既存の支援機関、認定支援機関、金融機関、農家、地場産業、旅館、NPO、医療機関、住民等の主体が一体となって地域全体で課題やニーズに対応し、コミュニティを支えるような取組を実施。

(9) 支援体制の整備

① 支援機関等

- ・支援機関等が支援目標の設定を行うことを推奨。改正小規模企業支援法に基づく各機関の緊密な連携を強化。
- ・高度で専門性の高い経営課題について、「よろず支援拠点」の知見を活用した支援及び独立行政法人中小企業基盤整備機構による各拠点への統括・サポート等を通じた支援体制の補強。

② 国・地方公共団体

- ・関係省庁が緊密に連携し、地方公共団体ともよく連携しながら、施策を効果的に展開。
- ・ミラサポの「施策マップ」に関係省庁及び都道府県・市区町村の施策情報を共有。

(10) 手続きの簡素化・施策情報の提供

- ・小規模企業の施策活用を促進するため、必要な手続き(申請や確定検査における書類等)の簡素化・合理化を推進。
- ・インターネット(動画含む)、マスメディア、地方公共団体及び支援機関の広報等の手法を活用し、分かりやすく積極的に情報を提供。

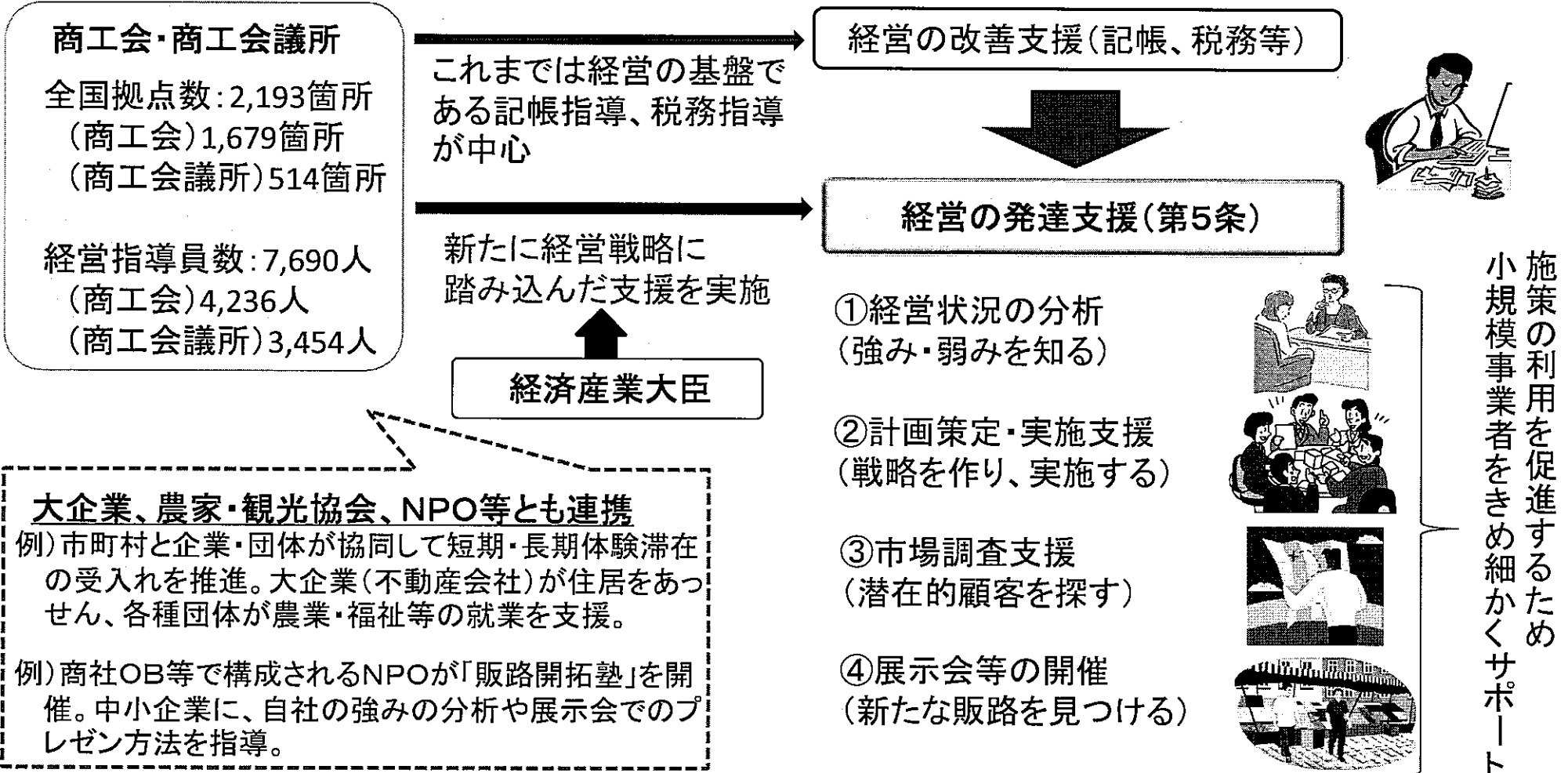
小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 小企業者等への配慮: 小企業者の円滑かつ着実な事業運営のため、きめ細かな支援を行うべく、特段の配慮を払う。
2. 東日本大震災からの復興等に向けた施策: 復興の段階に応じた支援の継続。被災地における地域経済全体の復興・再生を推進する。
3. 消費税転嫁はじめとした取引適正化への対応: 小規模企業が最大限の能力を発揮できるよう、監視・取締り活動を厳正に進める。

支援体制の整備：小規模事業者支援法の改正

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案)

- ①商工会・商工会議所による伴走型支援(第5条第1項)
- ②商工会・商工会議所を中核とした連携の促進(第5条第3項)



小規模事業者支援法のポイント

商工会・商工会議所を中核とした連携の促進(第5条第3項)

・地域活性化と小規模事業者の振興は「表裏一体」。商工会・商工会議所が経営発達支援事業を行うに際し、市区町村や他の支援機関との連携を進め、地域の小規模事業者を支援(連携先がNPO法人等の場合は、中小企業信用保険法を適用(第20条))。

(1)大企業との連携

(例)埼玉県久喜市商工会鷺宮支所(旧鷺宮商工会)

◎人気アニメの舞台で、大企業(出版社)と連携し、地域ぐるみでグッズを販売、イベントを開催。



(2)農家・観光協会等との連携

(例)奈良県明日香村商工会

◎行政機関、地元の大学、農家、観光協会等とも連携し、国内外からの教育旅行の受け入れを推進。



(3)NPOとの連携

(例)経営支援NPOクラブ・浜松商工会議所

◎商社OB等で構成されるNPOが「販路開拓支援塾」を開催。中小企業に、自社の強みの分析や展示会でのプレゼン方法を指導。

(例)北海道商工会連合会・道内商工会

◎市町村と企業・団体が協同して短期・長期体験滞在の受け入れを推進。大企業(不動産会社)が住居をあっせん、各種団体が農業・福祉等の就業を支援。

